

○ 配合飼料価格高騰緊急対策事業（令和5年度第1四半期以降対策）

【令和4年度コロナ等対策予備費 96,539百万円の内数】

<対策のポイント>

国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等に伴うとうもろこし等の飼料原料価格の上昇や為替相場の影響等により、配合飼料価格が高止まりする中、畜産経営への影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度に「新たな特例」を設けて、生産者に補填金を交付します。

<政策目標> [平成30年度→令和12年度まで] ※ [] は枝肉換算

- 牛肉生産量の増加 (33 [48] 万トン→40 [57] 万トン)
- 鶏肉生産量の増加 (160万トン→170万トン)
- 豚肉生産量の増加 (90 [128] 万トン→92 [131] 万トン)
- 鶏卵生産量の増加 (263万トン→264万トン) など

<事業の内容>

配合飼料価格が高騰し、畜産経営への影響を緩和するための配合飼料価格安定制度の補填の発動が続いています。

令和5年度以降、配合飼料価格の高止まりが継続し、制度の仕組み上補填が急減することで、**飼料コストが急増することが懸念されます。**

そのため、一定期間に渡り連續で補填が続いた後の配合飼料価格の高止まり等の場合に、**飼料コストの急増を段階的に抑制する「新たな特例」**を制度内に設けて、生産者に補填金を交付します。

<事業イメージ>

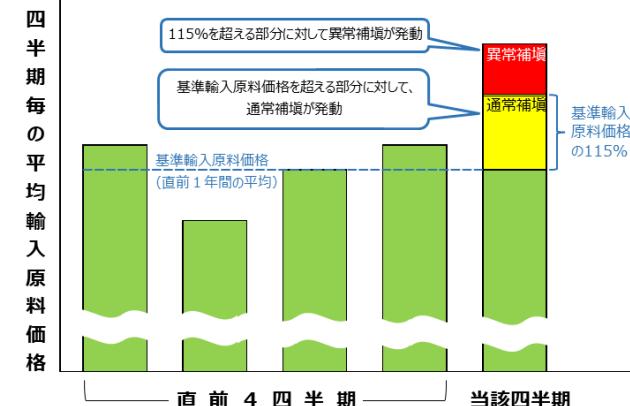
【現在の配合飼料価格安定制度の補填発動条件等】

<通常補填>

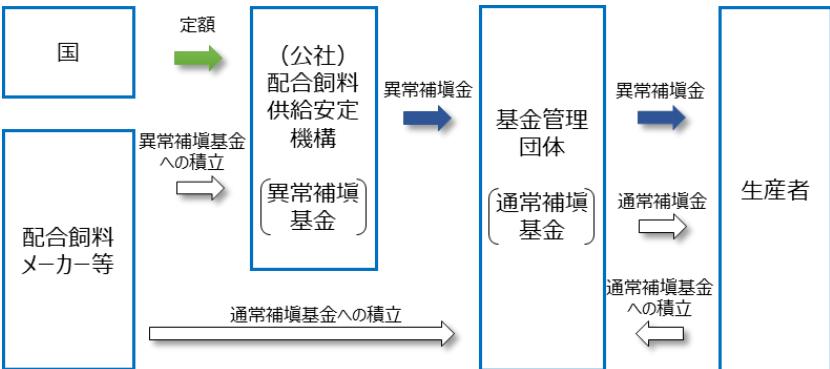
- 平均輸入原料価格が基準輸入原料価格を超える場合に、上回った額を限度（総補填額）として、補填が発動。

<異常補填>

- 平均輸入原料価格が基準輸入原料価格の115%を超える場合上回った額を限度として異常補填が発動



<事業の流れ>



[新たな特例の概要]

<発動条件（トリガー）>

- ・ 2年（8四半期）連続で補填が発動している
- ・ 異常補填が発動しない 等

<補填額の算定期間等>

- ・ 基準輸入原料価格の算定期間を直前1年間の平均から2.5年間の平均に延長
- ・ 補填額の上限を設定（前四半期の3/4）
- ・ 民間（メーカー・生産者）の拠出を条件 等

[お問い合わせ先] 畜産局飼料課 (03-6744-7193)